

判決年月日	平成 27 年 11 月 19 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 27 年(行ケ) 10111 号		
○ 本願商標の上段の文字部分は、下段を構成する英単語の頭文字である「GLLC」を意味するものとして認識され、「GLC」を含む引用商標等と類似するものではないとした事例。			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商願2014-007991号, 不服2014-24620号, 商標登録番号第5579632号, 第5638892号, 第5654962号

判 決 要 旨

【本願商標】



指定商品: 第16類「印刷物等」

指定役務: 第35類「セミナーへの講師のあっせん等」

第41類「資格付与のための資格試験の実施及び資格の認定・資格の付与等」

【引用商標1】



第5579632号

指定役務

第35類「広告業等」

第36類「預金の受入れ等」

【引用商標2】



第5638892号

指定役務

第35類「広告業等」

【引用商標3】

(標準文字) GLC

第5654962号

指定役務

第41類「人材育成のための知識の教授等」

1 本願商標に係る拒絶査定不服審判請求について、審決は、本願商標の上段を、図案化して成る「GLC」の欧文字を大きく表したものと認定し、本願商標と引用商標1から3とは、自他識別標識として機能する「GLC」の欧文字が共通していること、「ジエールシイ」という同一の称呼を生ずることから、類似する旨判断した。

2 これに対し、本判決は、以下のとおり、本願商標の上段の文字部分につき、アルファベットの大文字「G」、「L」、「L」及び「C」の4文字に相応した「ジエエルシイ」との称呼を生ずるものと認められるとし、本願商標と引用商標1から3は、類似するものではないと判断して審決を取り消した。

(1) 本願商標について

ア 本願商標の上段の文字部分は、デフォルメされたアルファベットの大文字「G」及び「C」並びにそれらに挟まれた2本のL字状の線から成る文字（本願上段中央文字）によって構成されている。

称呼に関し、①「Global」、「Life」、「Learning」及び「Center」の4語の英単語と同一の文字から成る下段の文字部分の両端は、上段の文字部分の両端とそろっていること、②下段の文字部分は、全体として、上段の文字部分に比べてかなり小さいこと、③上段の文字部分のデフォルメされたアルファベットの大文字「G」の真下に、下段の文字部分の「Global」の頭文字「G」が配置され、同じく上段の文字部分のデフォルメされたアルファベットの大文字「C」の斜め下に下段の文字部分の「Center」の頭文字「C」が配置されていることから、本願上段中央文字についても、その2本のL字状の線から成る形態と相まって、下段の文字部分の「Life」、「Learning」の各頭文字「L」、「L」を連想させることに鑑みると、下段の文字部分は、見る者に、あたかも上段の文字部分のルビとして付されたものという印象を与えるといえることができる。

以上に加え、複数の単語から構成される英語の熟語や名称については、その略称として、各単語の頭文字の大文字を並べたものを用いることが多いことに鑑みると、上段の文字部分は、下段の文字部分を構成する各英単語の頭文字である「G」「L」「L」「C」を意味するものとして認識されるというべきである。

以上によれば、上段の文字部分は、アルファベットの大文字「G」、「L」、「L」及び「C」の4文字に相応した「ジエエルシイ」との称呼を生ずるものと認められる。なお、特定の観念は生じない。

イ 本願商標のうち、上段の文字部分と下段の文字部分を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分に結合しているものといえることはできず、本願商標からは、「ジエエルシイ」、「グローバルライフラーニングセンター」又は「ジエエルシイグローバルライフラーニングセンター」との称呼が生じ、「世界的な生涯学習センター」との観念が生じる。

(2) 本願商標と引用商標との類否について

ア 本願商標と引用商標1から3とは、その全体の外観構成において相違しており、本願商標の上段の文字部分と引用商標1及び2の欧文字部分並びに引用商標3とを比較してみても、外観上、字数及び文字の綴りが異なる。

イ 本願商標と引用商標1から3とは、称呼及び観念についても異なる。